

第 2 4 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成17年2月28日(月曜日) 午後3時00分			
召集の場所	志波姫町 エポカ21			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成17年2月28日(月)午後3時00分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成17年2月28日(月)午後4時42分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐 々 木 幸 一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	白 鳥 英 敏
	"	山 田 悦 郎	"	三 浦 徹 也
	"	葛 岡 重 利	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 小 弥 太	"	高 橋 伸 幸
	"	鹿 野 清 一	"	佐 藤 多 恵 子
	"	佐 藤 千 昭	"	武 田 正 道
	"	鈴 木 守	"	海 老 田 慶 子
	"	高 橋 義 雄	"	白 鳥 文 雄
	"	高 橋 勇 輝	"	山 村 喜 久 夫
	"	太 斎 俊 夫	"	佐 々 木 昭 雄
	"	石 川 憲 昭	"	津 藤 國 男
	"	佐 々 木 幸 男	"	須 藤 茂
	"	大 内 朗	"	後 藤 和 廣
	"	小 岩 誠 二	"	飯 田 明
	"	菅 原 佑	"	千 葉 和 恵
	"	中 鉢 泰 一	"	中 條 彦 登
	"	石 川 正 運	"	佐 藤 利 郎
	"	加 藤 雄 八 郎	"	松 田 孝 志
"	千 葉 伍 郎	"	白 岩 博	
"	佐 藤 幸 生			
"	佐 藤 重 美			

欠席者	委員	伊藤竹志	委員	白鳥一彦
その他出席者	幹事長	大場秀也	班長(調整担当)	鈴木秀博
	副幹事長	佐藤重博	班長(調整担当)	小野寺桂一
	栗駒町企画課長	炭屋一夫	総務担当	伊藤大輔
	鷺沢町産業振興課長	佐々木昇	総務担当	市川かほる
	事務局長	鈴木正志	調整担当	二階堂賢
	次長(総務担当)	阿部貴夫	調整担当	武田利喜夫
	次長(総務担当)	二階堂秀紀	調整担当	小山雅規
	次長(調整担当)	濁沼栄一	調整担当	菅原元
	次長(調整担当)	千葉浩文	調整担当	佐々木貴徳
	班長(総務担当)	千葉雅樹		
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	佐藤小弥太	委員	鹿野清一
傍聴	一般 12名 報道 5社			

次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項
 - 報告第37号 合併協定項目について
 - 報告第38号 条例、規則の整備状況について
 - 報告第39号 栗原市長職執行者の選任について
 - 報告第40号 平成16年度栗原地域合併協議会事業報告について
- 5 議 案
 - 議案第9号 栗原地域合併協議会の廃止について
 - 議案第10号 平成16年度栗原地域合併協議会収支決算について
- 6 その他
- 7 閉 会

1. 開 会 午後3時00分

鈴木事務局長 資料の確認をさせていただきます。

本日机の上に次第を置いてございますけれども、あらかじめ委員さん方には事前に資料を配付してございます。報告第37号 合併協定項目について、それから別とじて、これまで合併時まで調整するとした項目の調整一覧ということで、参考資料として配付してございます。それから報告第38号 条例規則の整備状況について、報告第39号 栗原市長職務執行者の選任について、報告第40号 平成16年度栗原地域合併協議会事業報告について、そして議案第9号 栗原地域合併協議会の廃止について、議案第10号 平成16年度栗原地域合併協議会収支決算についてという、以上の資料を使用いたします。間違いなくお手元でございますでしょうか。もしなければ、事務局の方に申し出ていただきたいと思います。

それでは、携帯電話につきましては電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきようお願いいたします。

それでは、ただ今より第24回栗原地域合併協議会を開会いたします。

2. 挨拶

鈴木事務局長 開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原会長より、開会のご挨拶を申し上げます。

菅原会長 第24回の栗原地域合併協議会の開会を申し上げます。

今日は2月28日でございます、2月の最後の日であります。あと3月、1カ月で間違いなく4月1日には栗原市が誕生する訳でありまして、このような節目と言いましょか、こういう時期に最後の栗原地域合併協議会を開会申し上げます。24回を数える訳であります、その間には委員の皆様方には大変なご勉強を賜りまして、いろいろな調整項目等大変数多い中の項目でありましたが、皆様のご協力によりまして最後の協議会を開会するのみのこととなった訳でありまして、この間のいろいろな皆さん方のお働きに対しまして、会長として厚く感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

どうかひとつ、最後の協議会ではございますが、本日ご提案申し上げます内容は報告事項が4件、議案が2件ということになっておりますので、慎重なご審議を賜りまして、合併協議会最後の会議というふうな、ふさわしい会議でもって閉じてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます、開会に先立ちましての会長からの挨拶とさせていただきます。

鈴木事務局長 それでは、これより会議に入りますけれども、本日の欠席届けは志波姫町の白鳥一彦委員、それから連絡はないんですが若干遅れておりますのが鶯沢町の伊藤竹志委員、現在50名の委員に出席をいただいております、協議会規約に定めます定足数に達しております。

それでは、議事進行を菅原会長の方をお願いいたします。

議長 それでは、これから議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただ今から、第24回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議日程は、お手元に差し上げております日程に従いながら開会をしてまいりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

3. 会議録署名委員の指名

議長 それでは、3番目の会議録署名委員の指名でございます。例によりまして、私から指名することにしてご異議ございませんですね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは異議なしと認めます。指名をいたします。それでは金成町長の佐藤小弥太委員、志波姫町長の鹿野清一委員のお二人を指名いたしますので、よろしくお願ひを申し上げる次第であります。

4. 報告事項

議長 それでは直ちに、報告事項に入ります。

報告第37号 合併協定項目についてを報告議題に供します。

内容の説明を事務局からいたさせます。

報告第37号 合併協定項目について

濁沼事務局次長 それでは、報告第37号 合併協定項目についてご説明をさせていただきます。

1ページ目をご覧いただきたいと思います。1ページの合併協議会協定項目調整内容一覧をご覧いただきたいと思います。協定項目中、合併時までに調整するとした項目は、全部で50項目でありました。このうち、前回の第22回協議会までに、48項目の調整結果についてご報告をいたしました。今回は、残り2項目につきまして調整協議が終わりましたので、その内容についてご報告をさせていただきます。

まず初めに、1の協議第15号の納税関係事業に係る口座振替手数料についてであります。これまで、各町村が指定金融機関等に支払いをいたしてきました口座振替手数料の金額は、各金融機関ごとに規定手数料はあるものの、町村と金融機関との協議契約によりまして個々に定められておりました。このため、各町村や金融機関等によりまして、その取扱手数料金額には違いがありました。これまで、築館町・一迫町・金成町・志波姫町・花山村につきましては、1件あたりの口座振替手数料は10円でありました。その他の5町村は、1件当たり15円の金額でありました。新市におきましては、この金額を1件当たり税別で10円とするということで、各金融機関と合意調整済であります。

次に、2の協議第55号の一部事務組合の取扱いに係る鶯沢町外1ヶ町共有林野組合についてであります。2ページの資料1をご覧いただきたいと思います。2ページから5ページまでの資料1は、鶯沢町外1ヶ町共有林野組合が現在所有いたしております林野の所在地番、地目、地籍等を表記したものであります。ご覧をいただきたいと思います。現在、鶯沢町外1ヶ町共有林野組合が所有い

たしております林野面積は5ページの一冊下の欄にあります、66筆769万1,699.50平方メートル、約769町歩であります。この組合は、明治33年に旧鶯沢村と旧尾松村が共有林野の維持管理を目的に設立いたしました一部事務組合であります。現在の登記上の持ち分は、鶯沢町が100分の79、栗駒町が100分の21の共有割合となっております。昭和31年施行の鶯沢町外1ヶ町共有林野組合同規約第2条では、栗駒町の持ち分は栗駒町桜田部落のみがその共有権を有すると明記されております。

このことから、1月25日開催の栗駒町議会及び1月26日開催の鶯沢町議会におきまして、鶯沢町外1ヶ町共有林野組合は「合併前日をもって解散し、事務及び所有する財産のうち、鶯沢町の持ち分100分の79については、新市に引き継ぐものとし、栗駒町の持ち分100分の21につきましては、桜田財産管理会に引き継ぐ」とことと議決されたところであります。この議決を受け、2月7日には鶯沢町長及び栗駒町長による協議書調印がなされたところであります。

次に、6ページから8ページの参考資料であります。これは、これまで合併時まで調整とした50項目全てを集約いたしましたものであります。また、9ページから23ページまでのこのページは、これまでの協議会に報告をいたしてきました調整結果にあります、これらの別紙資料であります。後でご覧をいただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ただ今報告第37号で、今日まで報告事項として2項目だけ残ってございましたその内容が決まりましたので、ただ今事務局の方から説明があったとおりであります。それではこれを二つに分けます。まず1の協議第15号 納税関係事業について、ただ今内容説明がありました。このことについて質疑ございますか。千葉委員。

千葉伍郎委員 大分日数を要しましたので、それなりに事務レベルでの苦勞がいっぱいあったと思うんですが、今郡内の10町村の実態を列記していただきまして、10円になった報告がある訳ですが、もう少し突っ込んで県内一体の実態、最低最高の実態などは、あるいは類似市のレベルの実態などは把握している話でしょうか。今回この制度をこのまま適用いたしますと、新市でどのくらいの延べ件数になって、予算上どの程度までの額になるのか、お調べされておれば聞かせていただきたい。

それから協定項目が納税組合関係事業についてという限定をされておりますが、さまざまな友誼団体がある訳です、衛生組合等々。こういうものの取扱いなどは、今回のこの納税関係事業に限ってだけ議論されたのであって、他は議論されていないのかどうか。その辺まで聞かせていただきます。

議長 今3点の質問がございました。事務局、分かる範囲内で答弁して下さい。

濁沼事務局次長 初めの県内の町村の動向であります、今手元には特に持ち合わせておりません。ただ内容からいいますと、先ほど説明いたしましたように栗原郡内の10円から15円という部分であります。ただ、金融機関が規定で手数料を定めている部分から参考的に説明をいたしますと、七十七銀行さんが銀行の規定手数料という部分については150円のようにあります。それから仙台銀行さんが105円から157円、それからJA栗っこさんについては100円から150円という部分が、各金融機関で規定手数料を定めているような内容になります。そういう部分からいいますと、新市の10円という部分は極めて低い金額かなという感じがいたします。

それから、10カ町村の取扱いの件数であります。これは15年度の実績からいいますと、10カ町村を合わせまして8万7,763件ございます。その中で一番取扱い手数料の多い金融機関は栗っ

こ農協さんが5万2,569件、次に七十七銀行が1万6,720件、以下仙台銀行さんが8,472件という部分で、10ヶ町村合わせますと8万7,763件という部分であります。これを新市に置き換えますと10円の手数料ということから言いますと、87万7,630円というような金額になるのかなという感じがいたします。

それから、他の振替手数料の関係なんですが、これは先ほどご説明しましたように、公の部分の振替手数料の関係なんですが、ただ金融からは、各金融機関そうなんですが、このほかに各町民の方々がいろいろ窓口で支払いをするときに、窓口の収納手数料それから振込手数料関係がございます。ただこれらについては、今10ヶ町村では特にこの部分については負担はしておりません。金額はゼロという金額なんですが、ただ各金融機関から、今回もそうなんですが、窓口収納手数料それから振込手数料についても、これも新市において負担をしていただきたいという要望が出ております。ただこの要望については、現在10ヶ町村では窓口収納手数料、それから振込手数料は支払いをしておりませんから、新市においてはこれは金融機関との打ち合わせの中でもそうなんですが、当面はこれまでと同じように協力をお願いしたいということで、結論からいいますと手数料は支払わないということにしてあります。

ただ特に「A乗っこさんなんかについては、非常に取扱い件数が大きいということで、打ち合わせの中では「ひとつ新市においては、これらを検討願いたい」という要望は強く出されました。ただ結論からいいますと、これは新市移行時の部分についてはこれまでと同じような部分で対応願いたいと。それから、今の窓口収納手数料等については、これは新市において検討を加えていきますというようなことで、話し合いを持った経過があります。以上です。

議長 千葉委員。

千葉伍郎委員 大変、税の部分は大筋理解をしました。この中で言っている税別というのは、例えば消費税等々のことが頭の中に入っていることなのかどうか。それから、今言いましたようにそのほかの市を運営していく際になくはならない、さまざまな衛生組合にしる何にしるいっぱいある訳です。これらはそうしますと、それぞれの金融機関の独自性によるものだと。したがって地域で今まで通っている金融機関もありましたし、通っていない金融機関もありまして、さまざまばらばらなんですが、今回の新市の対応についてもいわゆる金融機関の気持ち次第だと、こういうことで今回整理をされたのがどうか。そうでないともう、ペイオフも解禁されるというご時世ですから、恐らく金融機関は足並みをそろえてこういうものに出てくると思っています。

そうしますと、例えば衛生組合にしる100円、150円を各戸から集めて、今までですと連合会に納めて運営費の一部に充ててきた。それが経費という形で、手数料という形で取られてくるという実態が現実にある訳ですけれども、この辺などは言及をしたのかしないのか。あくまでも地域の金融機関、同じ七十七銀行でも例えば岩ヶ崎と若柳で違っていい、あるいは農協栗っこも支店によっては違っていいと、そういう意味での金融機関との折衝方法なのかどうか。まづもって、とにかく納税関係だけ懸案になっているから決めようということになって、まだ交渉の余地が残っているかどうか。もう少し突っ込んでその話を聞かせて下さい。

議長 今の内容について、答弁して下さい。

濁沼事務局次長 初めの税込みの関係であります。結論から言いますと、税別10円というお話

で、このように金融機関と協議が整いました。1件当たり10円の税別でありますから、当然端数がつくと。ただこれは、非常に最終的な税別の納め方の部分なんですが、トータル的にどれだけの件数を取扱ったかという部分で、最後に合計段階で消費税を別に納めるということになります。ですから、1件当たり10円に何がしの消費税がついて処理するのではなくて、総額の中で最後に税別分を処理することになります。

それから、窓口収納手数料と振込手数料の関係です。これは先ほど言いましたように、公金については町費負担要望額が金融機関等から出されました。ただ、この部分については先ほど言いましたように、現在はどの町村も手数料を負担しておりませんので、新市においても従来どおりとし、当面は負担しないと。ただ、その部分についてもこれは個々の金融機関からの要望でありまして、ただ新市で対応する場合については指定金融機関も含めて、やはり金融機関の統一的な要望ということで、これから新市において協議をしていく必要があると思います。ただ、これまでは金融機関の統一的な要望じゃなくて、例えばJAさんはJAさん、それから仙台銀行さんは仙台銀行さんということでの、公金の窓口手数料なり振込手数料の支払いを要望されたという経過がございます。新市においては、各金融機関ごとじゃなくて、最終的に協議は金融機関になっても、それまでの分についてはやはり金融機関の統一的な部分で話し合いを持っていくようになるんだらうと思います。ただ先ほど言いましたように、当面は負担をしていかないというような考え方があります。以上です。

議長 以上の答弁でよろしゅうございますね。

そのほかございませんか。なければ、1の協議第15号は報告どおり決してまいりたいと思います。よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、1の協議第15号は報告どおり決定してまいります。

続いて2の、協議第55号 一部事務組合等の取扱い(2)について、このことについてご質問ございませんか。津藤委員。

津藤國男委員 瀬峰町の津藤です。

ちょっと分からないところをお尋ねしたいんですが、これまでは鶯沢町外1市9カ町村共有林野組合というのが鶯沢町外1ヶ町共有林野組合というふうになって、栗駒町の持ち分が桜田財産管理会に引き継ぐということになってはいますが、桜田財産管理会というのはどのような管理会なのか、お知らせをいただきたいと思います。

それから、鶯沢町外1ヶ町というのは栗駒町ということによろしいのかどうか、その辺の確認ですが、お願いします。

議長 それでは、今の内容について。

まず、この鶯沢町外1市9ヶ町村、これは1市の古川市が抜けまして、これが鶯沢町外9ヶ町村になりました。これは全部市にまいりましたので。今問題なのは、鶯沢町外1カ町共有林野組合、このことだけであります。そしてその持ち分が、鶯沢町がこれくらい、そして栗駒町がこれくらいだが、その持ち分は桜田のいわゆる資産管理会にいったということです。その内容をひとつ説明して下さい。桜田財産管理会の組織運営について。

濁沼事務局次長 今のご質問の中で、桜田財産管理会はどのような団体なのかということだろうと

思います。桜田財産管理会は、栗駒町の桜田地区の全行政区域の世帯を対象にして、住所を有する者で地縁法に基づいて形成された団体であります。栗駒町から、平成16年11月8日に地縁団体として認可を受けた団体であります。この桜田財産管理会の目的ですが、六つあります。一つは、会員相互の福利増進に関する事。二つ目が、地域内の清掃・美化などの環境整備に関する事。三つ目が、鶯沢町との共有財産の維持管理及び運営に関する事。四つ目として、青少年の健全な育成に関する事。五つ目が、地域内防火・防災・防犯及び交通安全の啓蒙活動に関する事。その他目的達成に必要な事項に関する事ということを目的にして、16年の11月8日に栗駒町から地縁団体として認可を受けた団体であります。以上です。

議長 どうぞ、津藤さん。

津藤國男委員 その際、新市とのかかわりはどのようになってくるのでしょうか。事業計画等々がいずれこの中で発生してくるんだらうと思いますけれども、この持ち分が100分の21ということで、これになってからまるきり別個にこの100分の21の形で桜田財産管理会に引き継ぐというような形で、これはまるきり分離してしまうというような、そんな形なのでしょうか。その辺お尋ねしたいと思います。

議長 今の質問に対して、答弁して下さい。

濁沼事務局次長 ここの協議結果の部分にありますが、新市に引き継がれる部分は先ほどの1カ町村、鶯沢町と町村から言いますと栗駒町の2町になります。それで鶯沢町の持ち分100分の79、これについては新市に引き継がれると。それから栗駒町の持ち分の100分の21については、新市ではなくて桜田財産管理会に引き継がれるということで、新市の財産は鶯沢町分の100分の79ということになります。

議長 よろしゅうございますか。

そのほかございませんか。なければ、2の協議第55号を報告どおり決してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんですか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、異議なしと認めまして、協議第55号 一部事務組合等の取扱い(2)についても、報告どおり決定してまいります。

それでは、次に進みます。

報告第38号 条例、規則の整備状況について

議長 報告第38号 条例、規則の整備状況についてを報告議題に供します。

内容の説明を求めます。

千葉事務局次長 それでは、報告第38号 条例、規則の整備状況について

合併協定項目「条例、規則等の取扱いについて」において承認された内容に基づき、「即時施行」、「暫定施行」の区分により整備作業を進めている例規件数について、下記のとおり報告する。なお、専決処分により即時施行するものとして現在整備作業に当たっている条例については別紙のとおりである。

「記」といたしまして、条例、即時施行が258件、暫定施行が6件、規則、即時施行が304件、

暫定施行が9件。なお、今回の報告件数につきましては、今後の例規整備作業の精査により増減する
場合がある。

平成17年2月28日報告

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

この条例、規則の整備状況につきましては、本文中にもございますが、平成15年の10月9日開
催の第5回協議会でご承認いただいた取扱いに基づいて整備作業を進めております。専決処分により
即時施行するものとして、一覧表にいたしておりますので、次ページ1ページから5ページまで、一
番左側に通し番号が振ってございます。一番から258番まで列記してございます。1件ずつ読み上
げればよろしいところですが、読み上げは割愛させていただきたいと思えます。

それで最終5ページでございますが、下段の方に即時施行予定の暫定条例一覧とございます。これ
が6件ございます。暫定条例につきましては、提案時にご説明いたしましたが、継続性の高い事務事
業に係る例規で、合併期日までに調整がなし得ないようなもの、このようなものにつきましては暫定
的に新市の条例として施行する必要があるというものでございます。これにつきましては、各地区限
定の条例が多いという内容でございます。

暫定条例一覧の2番につきましては、旧条例の条例名がそのままになりますので、中学校生徒に対
する通学費補助金交付条例とございますが、これは金成町の条例でございます。簡単でございます
が、以上で説明を終わらせていただきます。

議長 即時施行の条例258件と規則が304件、それから暫定施行の条例6件、規則9件。いず
れもこれらは、これからの4月1日付をもちまして市長職務代理者がこれを専決処分をするというこ
とになろうと存じます。このことについて、何か皆さんご質疑ございますか。ありませんか。

ご質疑がないようでございます。それでは、報告第38号 条例、規則の整備状況については、報
告どおり決してよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、報告どおり決定してまいります。

報告第39号 栗原市長職務執行者の選任について

議長 続いて、報告第39号 栗原市長職務執行者の選任についてを報告議題に供します。この報
告議題については、会長の方から皆様方にご報告をいたしますので、よろしくご了承賜ります。

まずそれでは、報告の議案だけ読んで下さい。

阿部事務局次長 それでは、報告第39号 栗原市長職務執行者の選任について

栗原市長職務執行者の選任について、次のとおり報告する。

平成17年2月28日報告

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

議長 このことについて、会長の方からご報告させて下さい。報告第39号 栗原市長職務執行者
の選任についてでございますが、これは促進法の定めるところによりまして、10人の町村長の中から
選任するということに規定をされております。よって去る2月24日、第32回になりますが、町村長
会議を開会いたしまして、栗原市長職務執行者の選任についてを議題に供しまして協議をいたした結

果、栗原市長職務執行者につきましては一迫町長佐藤覚次郎氏を選任するという事で決定をいたしましたので、ご報告申し上げます次第であります。

これは一方的な報告になると思いますので、よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、ここにご本人がおりますので、一言ご挨拶を頂戴いたします。

佐藤覚次郎委員 ただ今会長の方からご報告ありましたとおり、町村会の方で一番任期が長いという形で、私が指名をいただきました。大変難しい仕事だと思っておりますが、合併協議会の皆さんの熱い気持ちを新市の中につないでいきたいと。そのつなぎの役をさせていただきたいと思っておりますので、なにとぞご指導、ご支援を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは報告第39号 栗原市長職務執行者の選任については、以上のとおり報告どおり決定をさせていただきます。

報告第40号 平成16年度栗原地域合併協議会事業報告について

議長 続いて、報告第40号 平成16年度栗原地域合併協議会事業報告についてを報告議題に供します。内容の説明を求めます。

阿部事務局次長 それでは、お手元の資料、報告第40号 平成16年度栗原地域合併協議会事業報告について。

平成16年度栗原地域合併協議会事業について別紙のとおり報告する。

平成17年2月28日報告

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

それでは、次のページをご覧ください。平成16年度に行われました、当協議会の事業の主だったものを掲載しております。まず、平成16年の4月7日には第17回の栗原地域合併協議会が行われ、その後本日17年2月28日の第24回まで延べ8回にわたって協議会が開催されております。また、16年4月29日には第20回の幹事会を行い、その後今年度中には9回の幹事会を行ってまいりました。また、6月19日には総勢700名の関係者の皆様の列席のもとに、栗原10町村の合併協定調印式が行われ、8月4日には知事に対して廃置分合の申請をいたしましたところでございます。また、10月13日に県議会議決、知事決定がされ、10月15日には知事から廃置分合の決定書の交付がなされました。それをもって、11月10日には総務大臣告示がなされたところでございます。説明は以上でございます。

議長 ただ今、平成16年度栗原地域合併協議会の事業報告について、事務局の方から報告がございました。このことについて、ご質疑ございますか。ございませんですね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、報告第40号 平成16年度栗原地域合併協議会の事業報告については、報告どおり決定してまいります。

5. 議 案

議長 それではただ今から、5番目の議案に入ります。

議案第9号 栗原地域合併協議会の廃止について

議長 議案第9号 栗原地域合併協議会の廃止についてを議題に供します。内容の朗読を兼ねながら、説明を求めます。

阿部事務局次長 それでは、議案第9号 栗原地域合併協議会の廃止について

栗原地域合併協議会は、栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡志波姫町、同郡花山村の合併に関する協議及び新市建設計画の作成並びにその他の事務の一切が完了し、その任務を終了したため、合併の前日をもって廃止するものとする。

平成17年2月28日提出

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

これは、平成15年の7月1日に、当栗原地域合併協議会が自治法第252条の2第1項及び合併特例法の第3条第1項に基づく法定協議会として設置されました。協議会規約の第3条に示されました事務が三つございまして、その一つが合併協定項目の協議、これは48項目全て完了いたしましたでございます。その中に新市建設計画も含まれておりまして、そちらも作成されました。また、その他合併関連事務ということで必要な協議が全て整ったということで、今回自治法第252条の6の規定によりまして、合併の日の前日ですから平成17年の3月31日をもって廃止するというものでございます。

今後の予定につきましては、各町村の3月の定例議会において合併協議会の廃止議案、こちらを議決いただきまして、告示いただきます。その後10町村長によります協議書を締結いたしまして、知事に届け出るようになっております。説明は以上でございます。

議長 議案9号の内容について説明が終わりました。ご質疑ございますか。よろしゅうございますね。

それでは、協議第9号 栗原地域合併協議会の廃止については原案どおり決定することにしてご異議ございませんですね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、原案どおり可決することに決定してまいります。

議案第10号 平成16年度栗原地域合併協議会収支決算について

議長 続いて、議案第10号 平成16年度栗原地域合併協議会収支決算についてを議題に供します。朗読を兼ね、内容の説明を求めます。

阿部事務局次長 議案第10号 平成16年度栗原地域合併協議会収支決算について

「平成16年度栗原地域合併協議会の収支については、協議会規約第19条の規定に基づき解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算し、監査を経てその結果を栗原地域合併協議会各委員に報告するものとする」でございます。

平成17年2月28日提出

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

これまで、合併協議会の中で第19回の協議会におきまして、また第22回の協議会におきまして、2度補正をいただいております。これらにつきまして、最終的には協議会規約第9条に定めますとおり、3月31日に本日ご臨席いただいております2名の監査委員さんに監査をいただきまして、その結果をもとに同日付、3月31日付で決算書を作成しまして、各委員さん方に郵送にしてご報告いたしたいと考えております。

今後の支出に若干の流動的要素はございますが、おおむね100万円くらいが剰余金として残る予定でございます。それがそのまま新市の方に引き継がれる、そういう予定でございます。説明は以上です。

議長 ただ今説明したとおり、これから平成16年度、3月31日付をもちましてこの予算を閉じまして、決算をするということになるようであります。ただ今内容説明があったとおりです。ご質疑ございますでしょうか。この方法で処理をするということによろしゅうございますか。

それでは質疑がないものと認めます。それでは、議案第10号 平成16年度栗原地域合併協議会の収支決算については、ただ今提案した内容でもってこれから取扱い、決算をしまいたいというような方法で決定してまいりたいと思います。よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、原案どおり可決することに決定してまいります。

暫時休憩をいたします。

午後3時45分 休憩

午後4時00分 再開

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただ今まで、4番目の報告事項四つの報告案件が終了いたしました。5番目の議案、二つの議案についても審議が終了いたしました。

6. その他

議長 それでは、6番目のその他に入ります。

その他について、事務局の方から報告する事項がありますので、事務局の方から申し上げます。

阿部事務局次長 それでは、お手元の資料で今後のスケジュールと書いた表の方をご覧いただきたいと思います。

本日の第24回の合併協議会、最終協議会となっておりますが、この後3月、それから4月1日にかけての大まかな予定を記載しております。まず、3月の初旬から中旬という書き方をしておりますが、栗原地域合併協議会の廃止議案を各町村議会の方で審議をいただきます。また、合併協議会の廃止の告示をあわせて頂戴いたしまして、栗原10町村長によりまして合併協議会の廃止協議書を取り

交わした後に、知事あてに廃止届を出すということは、先ほどもご説明したとおりでございます。また、3月13日にはご覧の7町村におきまして、閉町村式がございます。また21日月曜日には、ご覧の2町におきまして閉町式が、27日には1町において閉町式が同じように行われ、また3月31日月曜日には、庁舎を閉じるという閉庁式が10町村において行われる予定でございます。また3月の中旬から下旬にかけては、右側の方のちょっと大きな矢印がありますが、土日等の連休を活用いたしまして役場内の机等の移動とか書類等の移動とか、そういった引っ越し作業を行ってまいって、4月1日の円滑な新市のスタートに間に合うように準備をしていくということでございます。

なお、4月1日栗原市が誕生いたしまして、栗原市役所の開庁式、それから各総合支所の開所式等々、細かい点はこれから詳細を詰めてまいりますけれども、基本的には就業開始前の8時半前にこういった4月1日のセレモニーは終わるように考えております。今後のスケジュールは以上でございます。

議長 今後のスケジュールについて、ただ今事務局の方から報告がございました。これからのスケジュールについてはよろしゅうございますね。閉庁式、一番最後の27日に瀬峰町が入っておりますが、これはその間に瀬峰町の町長の町長選挙が行われます。どうぞひとつ、頑張っていたきたいと思っております。そんなことでこのように遅れたのであらうと思っておりますので、よろしくご了解のほどお願い申し上げます。

よろしゅうございますか。（「会長、もう1点、済みません」の声あり）

ちょっと待って下さい、今事務局から。このスケジュールのことですか、何かありましたら。

千葉伍郎委員 今後のスケジュールの話が出ました。関係ないと言えば関係ない、関係あると言えば関係あるんですが、ちまたでは選挙の期日が4月24日、5月1日、5月15日とかいろいろある訳でありまして、これは公式には選挙管理委員会が立ち上がってからでないと言質が出せない訳です。事務的には4月1日以降でない、現実問題としてはそういう対応が公式な場所での話はないと思っておりますが、一体今の事務方の中でどういう日程で進められているのか。差し支えない範囲で結構ですから、お聞かせをいただきたい。これが第1点。

第2点目、資料にありました第3セクター等にかかわる役員変更の考え方についてということで、る説明がございました。（「まだこの次、もう少し」の声あり）

議長 その分はこれからやります。

まず、ただ今千葉委員から質問がありました、今事務方で考えられる選挙期日について。やはりこれも、今後のスケジュールの大きな問題でありますので、今まで各部会でいろいろと検討したようでもありますので、その内容をひとつ説明して下さい。

鈴木事務局次長 ただ今、千葉委員の方から選挙期日についてのご質問がございました。千葉委員のお話のとおり、当然選挙期日の決定については、新市の選挙管理委員会が決定する事案でございます。4月1日に選挙事由が発生した告示と同時に、さまざまな諸手続を進めるということになってございます。ただ、新市設置後50日という限られた期間でございますので、今事務方ではどの程度の諸準備がどれくらいかかるか、そういったことも含めまして検討しているところでございまして、一つには5月1日、二つ目は5月8日、そして最長で5月15日ということで考えられるものでございますけれども、いろいろの中で一つはこの地域というのは5月の連休というのは大分農繁期という特殊事情が

あるだろうと。それから、「新市の市長をできる限り早い段階で決めるべきではないか。長い期間市長の不在期間を作るべきではないのではないか」といったご意見。それから、「合併後1カ月というのが、一つの区切りになるのではないかと」いったご意見。ということで、「5月1日というのが選択肢の一つではないか」ということでのご意見もあります。

ただ、いずれにしても選挙というのはきちんとした体制の中で執行していくことが必要ということを考えておきまして、近々町村の選挙管理委員会委員長・書記長会議を開催しながら、その辺を詰めていきたいというふうにご意見を伺っています。

議長 事務局でもきちんとした日にちを今ここで、選挙管理委員会が決めるということになっていますので、軽々にお話しできないということだと思いますが、会長の意見で申し上げますと5月1日が一番有力ではないのかなというふうに思っておりますので、よろしくひとつお願い申し上げてまいりたいと思います。

よろしゅうございますね。それではスケジュールについては以上で終わります。

その他、もう一回報告します。

阿部事務局次長 それでは、お手元の資料の一番最後にあります「第3セクター等に係る役員変更の考え方について」という紙をご覧いただきたいと思いますが、これは、第21回の合併協議会、平成16年の10月19日に協議会委員の方からご質問があった訳でございますが、まず一番上、現況をご覧いただきます。表がございまして、1から7まで、これが栗原郡内に存在する商法法人としての第3セクター等でございます。ご承知のとおり、法人登記上はあくまでも「私人」、「自然人」でございまして、例えば「町長」とか「村長」とか、お名前が書いてあるものではございません。

次、基本的な考え方といたしましては、これらからいわゆる充て職的なものではなくて、「自然人」として登記されていることから、町村合併に伴う役員変更等に直接的な影響はないと。基本的には、当該法人の中、第3セクターの中で検討すべき内容だというのが基本的な考え方でございます。

真ん中あたり、関係町村の今後の対応でございます。こういったことから、法人の構成員（出資者でございます）こちらに変更があっても、過去に行われました取締役の選任、こちらにはこれまた直接的には影響を受けないということから、実際には合併後に取締役を改めて選任する場合もあると思われましても、大口出資者たる町村の役員変更に対する対応については、あくまでも当該法人の状況に応じて個別に判断すべき問題であるということでございます。

下の方には、総務省で出している通知文の抜粋がございまして、これはちょっとご覧いただくことをお願いいたしますが、一番下の段「合併協としての対応」でございます。これらにつきましては、県の担当課の指導にも基づきまして関係町村長にはこの旨を、昨年平成16年の12月10日付で協議会長名で既に通知済みでございます。説明は以上です。

議長 第3セクター等の役員のご取扱いと申しますか、変更の考え方ということで、ただ今事務局から報告がありました。千葉委員、よろしゅうございますか。どうぞ。

千葉伍郎委員 どうも、分かりづらいですね。民法の扱いだとか登記上のことについては、十分理解をした上で質問いたしますので、見解を求めておきたいんですが、いわゆる七つの団体に対して新市でどのように対応するのか、基本的に。今言ったように、登記上は今言われたとおりであります。で

は、「 会社」の場合は自分がやめますという届を出せばそれで済むのかというと、そうでもないんですね、これは。これは必ず取締役会に諮って、辞任を認められない限りは退任できない仕組みになっていますね。こうなりますと、この下の方に書いている栗原合併協議会としての対応というのは、何を言おうとしているのか。全然分らないです。行政として、公金を出している訳ですから、公金を出している方々、そして形の上では充て職ではありませんが、例えば本町の場合は株式会社くりこま高原振興公社の場合は九十数%町費負担でありますから、だれかれといったって町長が社長になっている訳です。

そうしますと、この平成16年12月10日付栗合協81号というのは、このチラシのことを言っていると思うんです。そうしますと、今現在個々の自治体で何ができるかということなんです。何もできないんじゃないですか。ここのところを、これは一般論としては通るかもしれませんが、一般論。それ以外で、もう少し今後の対応について、これではやっぱり私はならんと思うんです、第3セクターの取扱いについては。ここはもう、これだけの議論なんですか、合併協議会それぞれの部会の議論というのは。何をどうするというのか、これは。これはもう少し、かみ砕いて教えて下さい。

議長 どうぞ。

濁沼事務局次長 今くりこま高原振興公社の話がありましたが、出資比率は九十何ぼではなくて80.8%というふうに認識しております。今千葉委員がいろいろお話をされておるんですけども、合併協でやるべき確認というのは、第3セクター等に関する協議の中では、その財産とかそういったものを新市に持ち込むということはこの協議会で認めていただいた訳でございます。代表取締役をどうするか何とかというのは、この紙に書いてありますとおり、一般論かもしれませんが、あくまでその会社が判断すべきこと。それに、大口出資者たる町・村がどのような対応をとるか、そういうことだと思います。この協議会でどうするかというのを議論するのは、ちょっといかがなものかなというふうに私どもは考えております。以上です。

議長 千葉さん、一つ例だけを申し上げます。くりはら田園鉄道の場合の例を申し上げます。社長が私でございます。これは、やはり当然5町の町長が取締役で、それに県が入っております。それで、これも大口株主ということになっておる訳であります。このくりはら田園鉄道の場合は、6月が任期満了なんです、今年の6月です。それまでは、現在のままの役員でいこうとしたんです。これは「町長菅原郁夫」ではありませんから、菅原郁夫が株主で社長ですから、そうしてその新市にはこのようなことで引き継いでいこうと。それで、これは我々取締役会でいろいろと協議をいたしまして、社長はやはり新市になるのだから、今後はやはり市長だと。それから役員は何人程度がいいだろうというようなことを決めまして、そして新市に引き継いでいこうというふうなことまで決めて、6月のときにはそのようなことで役員は選任されるんだろうなと思っておりますので、おのおのこの会社自体で新市になったならばこのような取扱いでもって社長を選任する、そして役員はどのようにして選任するといったような方法で、それぞれの会社でもって第3セクターの方で考えを出して新市に引き継いでいった方が、逆に各会社の取扱いがよくなるんでないかなというふうに思うんですが、これはいかがなものでしょうか。これは一つの参考例です。

千葉伍郎委員 余り議論するつもりはないんですが、いわゆる充て職ではないのだよという言い方をしておりますが、出資の比率割合からして、好むと好まざるとにかかわらず充て職になっている現実

は否定できないと思うんです。問題は、その首長が3月31日をもって自動失職をするという場合の取扱いについて、行政レベルの取扱いとしての意思統一をしておくべきでないのかと。それは「全て財産はどのように処分されようと、取締役会にお任せをするんです。民法上も含めてお任せをするんです」というスタンスを決めたというならまだいいんです。言ってみれば、公金賄った財産です。この公金で賄った財産をどう活用するかは、「取締役会です。行政が関与するものでありません」、こういう切り離したような話というのはないんじゃないですか。

もっと詰めていけば、合併協議会の議題でないかもしれませんが、そこまでいくと。しかし、今言ったように80%、90%近くそれぞれの行政がかかわってきたということになれば、継承する一つの、民法上は別にしても継承する一つの団体ではないですか、これは。後は、5人や6人の取締役で自由に処分して下さいという中身じゃないでしょう。何らかの形で行政は関与しなくちゃいけないでしょう、引き継いできて。ここのところを私は言っているんです。そこが、定例総会の任期末のときにそれぞれもっている取締役でやって下さいと、これ以上でないというんでしたら、後は私はその中に入っている訳ではないですから、痛くもかゆくもありませんから。ただこれでは、行政とのかかわり、公金とのかかわりは極めて冷たい話だなと思っているだけです。言い放しになりますが、言いたくなければいいません。

議長 高橋委員。

高橋義雄委員 若柳町の高橋です。

今千葉委員が議論している第3セクターの取扱いについては既に協議が終わって、このことについて千葉委員も大分ご意見を言いまして、そのとおりになっているんです。読んでみますと、「栗原地域七つある第3セクター等の出資金については、そのまま新市に引き継がれ、管理運営は現行のとおりとする。」それで、協議内容、調整内容の文ですが、そこはずっと読みませんが、最後に「引き継いで新市において運営主体と協議の上、経営の安定に努めるものとする」と、このように協議がなされている訳ですから、今改めてそのことを蒸し返して協議するというのはいかがなものかと、私は思うんです。今まで協議してきたこの第3セクターの取扱いについての協議は何だったのかと、またこのことをぶり返せば。ですから、運営主体と引き継いだ新市が協議して、経営の安定のために努めるものとするという協議内容がありますから、もうこれはこれでいいのではないかと。私が言うべきものでもないんですけれども、ひとつお話ししておきたいと思いまして、発言をさせていただきました。以上です。

議長 以上の協議をしておるとおりであります。いろいろとご心配の余りの千葉委員からのご発言だと思いますが、ただ今協議した内容等が今高橋委員からお話がございました。そのとおり、これから新市でもってその団体とよく協議をして、誤りのない方向をとらせるという方法でもっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 では、そのとおり決定をさせて下さい。

その他、ございますか。

阿部事務局次長 どうも、大変ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして……。 (「ちょっとお待ち下さい」の声あり)

議長 高橋委員、金成町の高橋委員です。

高橋光治委員 こちらからのその他にも、質問させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、その他の中で単純な疑問点ということでお聞きをいただきたいと思ひまして、質問をいたします。栗原市の中で、10町村の総合支所の機構というのが決まっているというふうに思ひます。過日それらについては、総合支所の体制についても内示があったというふうに思ひますが、それら機構・機能のあり方についてで質問をしたいというふうに思ひます。総合支所は、これまで私たち郡民にわたっている中におきましては、4課1センターということで配布をされながら、最終的には市民生活課・産業建設課・健康福祉課そして教育センターの3課1センターで、機構・機能をやっていくということになっているというふうに思ひしております。

そうした中において、私たち金成町におきましても、本日も23回目の合併調査特別委員会をしてきた訳であります。そうした中において私の調査で調べたところでございますのでお聞きをいただきたいというふうに思ひますが、これら総合支所の中で築館・栗駒・若柳の3町には他の7町村にはないような税務係や長寿社会係や農地整備係などという係があるやに聞いておるところでございます。それで疑問としてある訳であります。その1であります。合併協議やこれまでのこの幹事会の中で、どのような推移でそのような状況になったのか。話し合いがあったのか。そして私が質問を申し上げている事実はありますか。他の部分につきましても、私の調査以外の部分につきましてもありますか。お尋ねをするものであります。これが1であります。

2であります。私は10町村の中におかれまます総合支所の機能というものは、今後におかれましても同等、同じというふうに考えるものであります。仕事の内容、係、分担の配置も同等と思ひ訳であります。どのようでありますか見解を求めます。なぜならば、私は町村の大きさでやった訳ではないと思ひますが、その総合支所の窓口におきまして対応が違う状況が作られるということは、今後市民のとまどいや混乱にあたるのではないかと思ひますから質問を差し上げる訳でございます。この2点についてお尋ねいたします。

議長 ありがとうございます。答弁して下さい。

鈴木事務局長 概要として、私の方から若干お話を申し上げます。

当初皆様方にお示しいたしましたのは、総合支所は総務・市民生活・産業建設・健康福祉、以上の4課並びに教育センターということで、事務局案ということでお示しした経緯がございます。その後、担当レベル、総務課長会、総務部会等々でいろいろ協議してまいりました。今回のこれらの人員配置とも大分影響する部分でございます。総合支所を余り細分化することによって、人員の配置が困難になる恐れもあるのではないかとといった点とか、そういったさまざまな議論がなされた経緯がございます。そうした中で、総務課という部分を市民生活課の中に取り入れて、大きくは総合支所は管理部門というのは基本的には、総務というどうしても管理部門的なイメージを抱く訳ですけれども、むしろ住民の非常に接するところだということから、総合支所については市民生活課という名称1本で、総務部門の防災であるとかそういった部分も、市民生活課の中で担うべきだろうということに相なった経緯がございます。

それから、当初は各課については2班体制ということで、総合支所については検討してきた経緯がございます。ただ、今高橋委員がお話したとおり、それぞれ町村で従前抱えてきた業務なり何なり

で、なかなか2班に集約することが難しいだろうというご意見もありました。そうした中で、例えば産業建設関係の分野であるとか保健福祉分野の中等々については、従前の町村の人口比であるとかそれから総合支所の配置人員数、そういったものに応じた中で各係を増減すべきだろうということになったところでございます。確かにいろいろご意見がございまして、ある総合支所にはある係があって、ある地域にはその同じ係がないと、「それでは不都合を生じないか」というご意見もございました。ただ、いろいろ先進事例もこちらの方で情報としていただいた中では、やはり地域に密着した業務を行うのが総合支所であるということから、先進地でも総合支所単位に係が統一しないままに総合支所をもったということもございました。そういった経緯がございまして、以上でございます。

議長 どうぞ。

高橋光治委員 高橋です。

私は1、2と、明確に質問しているんですから、長くしゃべらなくていいんじゃないかというふうに思うんです。私の疑問点を調べたところ、これは調査特別ななんかもやっていますから思うんですが、先ほど言いましたように3町にはあるものが他の7町村にはないと、こういうことの実行はどこでされてきたんですかということが一つの疑問なんです。総合支所は、私は合併は対等だよというふうに言われていましたし、総合支所のあり方も人員の関係もきちっと6・4とかといろいろ分かれたと思います。私は人事に介入するという意味ではないんです。ただし、市民が「あそこの総合支所に行けばこういう係がいて、ここの総合支所に行くと係がないよ」というような捉え方は、この協議の中では全然出てきませんし、そういうあり方でよろしいのでしょうか。私はそういうことを言っているのであります。

ですから、人の感じだとかどういうことではなしに、10町村の総合支所の機能は同じでありますし、仕事の内容、係分担の配置も同等だと思います。ただ、作業量が多い場合には、そこに人員が2人配置になったり、3名になったりすることは、多分あるでしょうというふうに私は理解をしているところであります。ですから、これらの状況に至る経緯を聞いた訳であります。当初、郡民に出しているこの中には、何も総務課をどうしたというところではないんです。4課1センターが3課1センターになったことによって、そういうことが私流に言わせると何かごまかされているように、私は余りごまかされない方なんです。そういうふうにも聞こえます。ですからお尋ねをするのであります。

先進地は大きい市と他の町村とが合併するなどのときには、市の方の機能があって、それを同等に総合支所を配分するなんて協議はなされないのは理解をしています。ただ、この栗原10町村は、そういうものはないだろうというふうに、私は思うのであります。ですから、そのことを事実でありますかということと、それから同等の考えでありますか、市民は困りませんかということの質問を再度差し上げます。

最後になりますけれども、事実でありますならば、私は今後これら栗原市の職員全体のやる気の向上のためにも、そういうのは困るのではないかというふうに、私は思います。時間はある訳ですから、今後行政サイドや幹事会での協議が、私は必要であるというふうに理解をする訳ですが、これらに対してはいかがでございますか、会長。

議長 まず事務局から答弁させて、私の回答をします。どうぞ。

濁沼事務局次長 一番先に懸念された部分です。各10の総合支所、これはどういう人員の置き

方、それから係の数がちょっと違うという話だったんですが、それは別にしまして、機能としては10町村全て同じ機能を総合支所に残すということにしております。

ただ、町村によっては先ほど局長が言いましたように、係の数、これはくどいようですが一つはその町村の人口を考えました。それから二つ目は、総合支所の残される人員の数、それから全体の今の職員数、こういう部分でいろいろ検討されました。どの段階でどういう組織の中で検討されたかといいますと、総務部会、これは各町村10町の総務課長が構成しております総務部会の中でいろいろな議論がなされて方向づけされた内容です。ただ、町村によっては、10町村が同じような係を持つと、どうしても係が1人なり2人くらいの係になる町村もあると。それから当然係長なり課長補佐なりを置くと、これは対応ができないというような町村も議論の中で出ました。そういう中から、最終的には各総合支所については、七つの係それから町村の先ほどの三つの方法から言いまして、八つの町村それから11の町村ということ、それは先ほど言いました職員数であったり総合支所に残る職員数、そういうものを加味して、そういう各総合支所の係の名称になりました。

ただ、この係についても10町村同じような名前に統一すべきかという議論も出ました。ただこれは、各総合支所によって今までいろいろな行政の組織を持っている、そういう部分から言いますと、これは10町村の町の考え方、それからそういう部分も尊重すべきということで、例えば町村によっては農林関係を重視しているところ、それから例えば福祉関係を重視しているところ等も含めて、個別の係の置き方については各町村にゆだねられたという経過があります。ただ、七つくらいの係に共通する部分についてほとんど同じような係名だったんですが、先ほど委員から言われました例えば町村によって違うよという部分は、最低係が七つ、多いところで11、そうしますと四つの係が多いところとないところがある。それは、その町村の先ほど言った職員数であったり、それから総合支所に残る職員の数であったり、それから町村の住民の人口であったり、そういう部分で七つであったり11であったり、そういう町村の係の数が違ったという経過があります。

ただ、どういう係の置き方がなされても、10町村の総合支所の持つべき機能は同じような機能です。例えば、税務係があるところとないところとがあっても、それは総合支所が対応する税務の事務の分掌はそれは変わらないということで、これは10カ町村同じような対応をいたします。ただ、それに対応する組織としての係の置き方が各町村の実情ということで、ちょっと長くなりましたが、以上であります。

議長 会長も、今担当の次長が答弁したような考え方です。何かその辺でご了解賜りませんかでしょうか。

高橋光治委員 私はそれにどうこうという立場ではありません。ただ、先ほどもいいましたように、今後におきまして栗原市が一つということで進む方向の中で、総合支所というものは地域の最前線だというふうに認識をいたしますから、それはやはり同等の中で今後の合併というものを迎えていくような状況で進むものだというふうに思っていた中において、人口だとか職員の数だとかによって係の部分その他が11であったり七つであったりするということが、今後のやる気その他の心配をいたしましたものですから、どのような経過であるかお尋ねをしました。会長が自信があるということでございますれば、そういうことで納めさせていただきます。

議長 確かに今から1カ月あります。いろいろとこれから各支所ごとに、そしてまた担当ごとに、

4月1日に向けていろいろとこれから事務分掌に従いながら、担当それぞれの勉強会をしていかなければならないと思います。そういう中で、いろいろと疑問等が生じてきた場合にあっては、当然総合支所長なりなおかつまた担当するそれぞれの部長なりに今後検討させまして、できるだけ市民の皆さんにご迷惑をかけない方策を講ずるということでひとつ進めてまいりますので、よろしくご了承承たまりたいと思います。

そのほか、あとよろしゅうございますか。どうぞ。

佐藤幸生委員 本日が最後の合併協議会というような、先ほどのご説明があった訳でございますが、最後にふさわしい質問になるかどうか分かりませんが。

先ほど今後のスケジュールの中で各9町1村閉庁式、並びに4月1日栗原市誕生と同時に開町式を行うというような事務的な説明があった訳であります。この栗原市を誕生させるに当たりまして、振り返りますと合併協議会を設置いたしましたから2年、任意協議会を設置して1年半、そしてまたその前段につきましては合併研究会ということで、大変リーダー、特に10町村長さん方初め各関係職員の皆さんは大変ご苦心なされた結果だとは思っております。

聞くところによりますと、この閉町式につきましては、足並みをそろえて同じような形で、経費をかけないでセレモニーをやるというように伺っておる訳でございますが。ただ、私どもはそれで納得するんですが、市民の皆さんからいたしますと、3月31日静かに夜がふけて、朝明けてみたら栗原市になっていたんだというような、他人行儀にこの栗原市をめでたく迎えるということになるのでは、何か物足りなさを感じるんですが。その点について、足並みはそれぞれ大変結構なんです、それにつけても経費をかけないで住民の皆さん方にご協力いただいてありがとうと、そして栗原市をこれからよろしく育てていただきたいというような、何か一つのデモンストレーションといいますかセレモニーといいますか、そうしたものがあってもいいのかなというふうに感じている訳でございます。その点、どういように共同歩調で行う閉町そして開市式というような、具体的な日程が詰められたのかということについてお伺いしておきたいと思っております。

議長 会長から、考えていることを申し上げます。閉町式はいろいろ、町々、村々でいろいろと趣向を凝らして閉町式、閉村式をやるようです。確かに、経費の内容等もいろいろと若干は違うようですが、これはそれぞれの町、村の権限の中でやるということになると思います。問題は、開庁式だと思います。どのような方法でそれを市民の方々にお知らせし、参画をして、開庁するのか。これは、どのように今のところやるのか、総合支所開所式というのもございますので、このことについて事務局、考えていることをお話し下さい。

鈴木事務局長 現在4月1日の開市式については、これについては一般的ないわゆるテープカットであるとかそういったことを考えてございます。ただ、一般的な開市式といいますかにつきましては、新市において市の章、市章を決定し、それをお披露目するようなそういうことを考えてございます。ですから、いろいろな方々をご来賓を多数呼びしての、いわゆる市を開く「開市式」については、おおむね7月か8月くらいになるうかと思うんですが、そういった線で現在のところ考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

あとは、いいですね。

ここで、最後の協議会の終盤を告げる訳ですが、大変申し訳ありませんがこれも遅れました。その他で会長の方からご報告申し上げます。と申し上げますのは、地方自治法の施行令で定めております教育委員の委員であります。教育委員の委員。このことについても当然これは職務執行者が任命するということになっておりますが、10人の町長でいろいろと検討をいたしまして決定をいたしました。教育委員は、現在広域行政事務組合の教育委員を充てようというようなことで決定をいたしました。それで、現在広域行政の教育委員はどの町から出ているかとなると、築館町、若柳町、栗駒町、一迫町、瀬峰町から各教育長が出ておるようになります。この5人でもって臨時の教育委員の任命をしていただくということにいたしました。

それからもう一つは、固定資産評価審査委員であります。固定資産審査委員は3名、この3名は高清水町それから志波姫町、金成町からまず出していただくというようなことで決めました。以上であります。

それから選挙管理委員会は、先ほど事務局の方からお話がありましたように、これは委員の中で互選をするということになっているようでもありますので、これは選挙管理委員の皆様方にお任せをするということにした訳でありまして、3月6日日曜日ではありますが、早速今招集権者というのがございませぬので、私会長名でもって集まっていたかどうかということで、各町村の書記長と選管委員長さんの会議をまず6日に持とうということで招集をいたしております。そこで、いろいろとこれからの選挙期日なり選挙管理委員の選任なりというものの人事を立てて進めていきたいというようなことで考えておりますので、ひとつ委員の皆様方にもご了承賜りたいというふうに思う次第であります。以上であります。

阿部事務局 ありがとうございました。

7. 閉 会

議長 それでは、以上で閉会になるようになります。

ここで、私からも一言皆様方にお礼を申し上げてまいりたいと思います。

24回を数えます栗原地域の合併協議会、以上でもって閉会寸前ではありますが、この会を進めるに当たりまして、不肖私が会長ということで、大変皆様方からご指導なりご支援を賜りまして、今日まで運営することができました。厚く御礼申し上げます。なおその間にありましては、会長所属の若柳町でもってこれまた住民投票といったようなことで、1カ月間いろいろこの協議会も開催できなかったというようなことで、大変ご迷惑をかけました節もありました。それでも、結果的にはこのように協議会が進められまして、間違いなく4月1日には栗原市が誕生するということになる訳でありまして、今日までの皆さんの大変なご協力に対しまして、会長からも厚くお礼を申し上げておきたいと思っております。本当に、大変ありがとうございました。

阿部事務局次長 それでは、閉会に当たりまして、千葉副会長さんからご挨拶をいただきます。

千葉徳穂副会長 私は、閉会の挨拶の要員でありまして、隣の会長の10分の1の責任もない、非常に楽な立場です。皆が同じだけの負担をしたのじゃなくて、私はほとんど何もしなかった。大変その点、楽と言えば楽だったし、申し訳ないと言えば申し訳なかった訳ですが、24回の合併協議会もこれ

で終わりということになります。

私も、ここに集まった五十何人も大変苦勞だったんですが、その背後に事務局の職員たち、質問ばかりされてうんといじめられて、今まで来た。それからここには出席していないんですが、助役とか総務課長とか何だか部会、何だか部会と、私どもより回数をやっている各役場の職員もいる訳です。そういうものの人たちの努力とか苦勞ということを、だれもこの中で認める人がいない。自分たちだけが偉いようなことを言っているようなところがあるんですが、大勢の人の力で24回までこう来た訳ですから。

これは、狭い話をするとちょっと笑われるかもしれませんが、私の町は築館町というところ。三つの村と一つの町が合併して50年以上たつ訳ですが、やっぱり村なら村、皆くせがあるんです、何だか村のいいくせもあるし悪い、大体悪いのが多いんです。50年たってもしっくりいかないところがあるんです。10カ町村が今度は栗原市となっても、5年や10年でどこの果てまで栗原市の市民だっていう誇りをもってやるかという、なかなかこいつは大変だと思うんです。特に、首長になれる市長さん、あるいは議員としてこれから頑張ろうという人がある訳ですが、皆自分の出身の町の利益のために発言したり質問する人が多いんです。これを登米市とかよその大崎市とかに対抗して、それらに負けないような栗原市を実現するためには、私は大変な苦勞があるんだろうと思います。

閉町式までは私はおるんですが、開庁のときは町長は首になっているから出られない。後は皆さんによるしく願いますということになるんで、早くあと1カ月過ぎればいいなと。私個人はそういうふう考えている。皆さんの方はどんなか分かりませんが。

くだい話として、他の市に負けないようなふうなものを作っていかなきゃいかん。単純に隣の登米市と比べますと、あつちは火葬場も何もないんです、市としての。皆どこかに任せている。それから水質検査の何もないとか。栗原郡はごみの焼却とか、栗原郡で皆が金を出し合って、栗原市になる前から市らしいことをやってきた。そういう意味では、隣の登米市よりはよほどこっちの方が内容が充実しているというふうに思っておりますので。

これで協議会は最後なんですが、今までいろいろ戦いあった訳ですが、ここまで来た以上はけんかして別れることないように、仲良く、これから何だかあるそうですから会費だけは頂戴して、帰っていきたくと思います。

どうも、長い間ご苦勞さまでございました。

事務局 ありがとうございます。

同じく副会長でございます佐々木副会長にも、ちょっとご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願います。

佐々木幸一副会長 打ち合わせにない、急にマイクをよこされました。

私も副会長として、築館町の町長さんよりもまだまだ少ない何百分の1くらいのご協力しかできなかったなど、このように思っております。しかし、皆さん方が積極的にご意見を述べていただきながら、無事にここにこぎ着けたなど。毎日のように新聞を見ておられますと、新市の名称や新市の事務所の位置などでぎくしゃくしている記事を見ていますと、「ああ、栗原は本当に、10町村が心一つにしてここまで来たな」という実感がわいてまいります。これも一重に、皆さん方のおかげさまでご

ざいまして、副会長として私は発言も何もできなくて、会長のそばに座っているだけでございましたけれども、皆さんのおかげさまでその役を務めさせていただきましたこと、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

阿部事務局次長　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、栗原地域合併協議会の一切を終了いたします。

ありがとうございました。

午後4時42分　閉会